



つくばみらい市告示第**62**号

つくばみらい市産後ケア事業実施要綱を次のように定める。

令和**5**年**4**月**1**日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市産後ケア事業実施要綱

つくばみらい市産後ケア事業実施要綱(平成29年告示第39号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、つくばみらい市産後ケア事業(以下「事業」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「産後ケア事業」とは、母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に規定する産後ケアをいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、つくばみらい市とする。

2 市長は、母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)第7条の2又は第7条の3に定める施設(以下「産後ケア施設」という。)に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、つくばみらい市に住所を有し、産後ケアを必要とする出産後1年未満の母子又は市長が特に支援が必要と認める者とする。ただし、医療行為の必要な者及び感染症疑いの者は除く。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 訪問型 対象となる母子の居宅において、産後ケア施設の助産師が訪問し、次に掲げる支援を実施する。

ア 産後における母体の身体的ケア及び保健指導、栄養指導

イ 適切な授乳が実施できるためのケア(乳房ケアを含む。)

ウ 育児指導及び相談

エ 乳児の発育及び発達に関する相談

オ その他必要と認める支援

(2) 通所型 対象となる母子が、日帰りにより産後ケア施設に通所し、産後ケア施設の助産師等が次に掲げる支援を実施する。

ア 産後における母体の身体的ケア及び保健指導、栄養指導

イ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む。）

ウ 育児指導及び相談

エ 乳児の発育及び発達に関する相談

オ 生活の相談及び支援

カ 食事の提供

キ その他必要と認める支援

(3) 宿泊型 対象となる母子が、産後ケア施設に宿泊し、産後ケア施設の助産師等が前号のア～キまでに掲げる支援を実施する。

(利用回数)

第6条 訪問型、通所型及び宿泊型の利用回数は、原則として併せて5回（多胎の妊娠の場合においてその出産後に対象者である乳児が2人以上あるとき（以下「多胎の場合」という。）は、10回）を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用回数を延長することができるものとする。

(利用の申請)

第7条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、つくばみらい市産後ケア事業利用（変更）申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、利用の可否を決定し、つくばみらい市産後ケア事業利用承認・不承認決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(利用の変更)

第9条 前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用承認を受けた内容を変更しようとするときは、申請書により市長に申請しなければならない。

2 利用者は利用日程の変更又は利用を中止する場合は、市長及び産後ケア施設に届け出なければならない。

3 市長は、利用者が前項に基づく利用の中止を届け出ずに利用がなかったときは利用があったものとみなして利用回数に含めるものとする。利用に係る費用は発生しない。

(利用者負担金の額及び免除)

第10条 利用者は、通所型及び宿泊型の事業を利用したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（以下「利用者負担額」という。）を負担しなければならない。

(1) 通所型 1回あたり1,000円

(2) 宿泊型 1回あたり2,500円

2 利用者負担額は、利用した産後ケア施設に直接支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、利用者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けている世帯に属する者又は申請日の属する年度分（申請日が4月又は5月の場合は、申請日の属する年度の前年度分）の個人住民税が非課税である世帯に属する者の利用者負担額は、免除するものとする。

(実施報告及び委託料の請求)

第11条 産後ケア施設は、事業を実施したときは、速やかにつくばみらい市産後ケア事業実施報告書(様式第3号)(以下「報告書」という。)を作成し、保管する。

2 産後ケア施設は、事業を実施した日の属する月の翌月10日までに、つくばみらい市産後ケア事業委託料請求書(様式第4号)に前項の報告書を添付し、市長に請求するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

つくばみらい市産後ケア事業利用（変更）申請書

令和 年 月 日

つくばみらい市長 様

申請者 住所
氏名
(続柄)
電話

次のとおり、つくばみらい市産後ケア事業の利用を申請（変更）します。

フリガナ		生年月日
母氏名		年 月 日
住所	つくばみらい市 電話 - -	
フリガナ		生年月日
子氏名		年 月 日
出産施設名		
利用内容	<input type="checkbox"/> 訪問型 <input type="checkbox"/> 通所型 <input type="checkbox"/> 宿泊型	
申請理由	<input type="checkbox"/> 出産後、身体面での不調があるため <input type="checkbox"/> 出産後、精神面での不調があるため <input type="checkbox"/> 育児や日常生活についての不安があるため <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用者世帯 所得状況	<input type="checkbox"/> 市区町村民課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市区町村民税非課税世帯	

事業を利用するにあたり、利用者負担金を判定するため、世帯の住民登録情報、課税情報及び生活保護について、関係機関に照会し、又は関係機関の保有する情報を閲覧することに同意します。

また、市が保有する必要な情報を産後ケア施設に提供するとともに、実施後つくばみらい市が産後ケア施設から必要な報告を受けることに同意します。

自署 _____

様式第2号（第8条関係）

つくばみらい市産後ケア事業利用承認・不承認決定通知書

年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付けで申請のありました産後ケア事業の利用について、次のとおり決定しましたので、通知します。

承認

利用施設名	
利用内容	訪問型 ・ 通所型 ・ 宿泊型
利用者負担額	1 訪問型 無料 2 通所型 1回あたり1,000円 3 宿泊型 1回あたり2,500円 4 免除
備考	

不承認

不承認の理由

(

)

様式第3号（第11条関係）

つくばみらい市産後ケア事業実施報告書

<利用回数> 1回目・2回目・3回目・4回目・5回目・（ 回目）

利用期間	<input type="checkbox"/> 訪問型 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 通所型 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 宿泊型 年 月 日から 年 月 日			
利用者	ふりがな		ふりがな	男・女
	母氏名		子氏名	
	生年月日	年 月 日（ 歳）	生年月日	年 月 日第（ ）子
	住所	つくばみらい市	利用時月齢	か月 日
主訴	1	授乳方法について	5	産後の体について
	2	乳房マッサージ	6	発育・発達について（体重測定含）
	3	沐浴指導	7	その他（ ）
	4	育児の悩み		
※主たる相談主訴⇒◎（1つのみ） その他付随する相談⇒○（複数可）				
実施結果 ・所見	●利用時体重： g（1日体重増加量： g/日）			
	●栄養法： 母乳・人工・混合			
施設名				
継続フォローの 必要性	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要（次回希望 ・ 関係機関紹介（ ））			

様式第4号（第11条関係）

つくばみらい市産後ケア事業委託料請求書

令和 年 月 日

つくばみらい市長 様

住所 _____

施設名 _____

氏名 _____ 印

令和 年 月分 を次のとおり請求いたします。

請求金額 _____ 円

(請求内訳)

利用内容	区分	単価	件数	金額 (円)
訪問型	利用者負担徴収者及び利用者負担免除者			
通所型	利用者負担徴収者	単胎		
		双胎		
		品胎 (人)		
	利用者負担免除者	単胎		
		双胎		
		品胎 (人)		
宿泊型	利用者負担徴収者	単胎		
		双胎		
		品胎 (人)		
	利用者負担免除者	単胎		
		双胎		
		品胎 (人)		
	合計			

(振込口座)

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所
フリガナ		預金項目 当座 普通
口座名義人		口座番号

